

資料第1

第 515 回 福井地方最低賃金審議会
(R6.8.27)

項番	資料名	頁
1	最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)	1
	別添 福井県最低賃金の改正決定に対する異議申出書	3
2	各種助成金利用状況説明資料	5
3	福井県最低賃金の引上げに係る各種支援策の周知に関する要請書	8
4	キャリアアップ助成金 賃金規程等改定コース	9
5	令和 6 年度_業務改善助成金	11
6	ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金	13
7	ふくい業務改善・賃上げ応援事業(B)奨励金	14
8	ふくい働き方改革推進支援センター	15
9	ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業	17



福井労発基 0827 第 1 号

令和 6 年 8 月 27 日

福井地方最低賃金審議会

会 長 岡 崎 英 一 殿

福 井 労 働 局 長

石 川 良 国

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく福井県最低賃金の改正決定について、福井地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出があったので、最低賃金法第 11 条第 3 項の規定に基づき、貴会の意見を求める。

2024年8月25日

福井地方最低賃金審議会会長殿

福井労働局長殿



福井県最低賃金の改定決定に対する異議申出書

福井県の区域内で事業を営む使用者として、今回の最低賃金の改定決定について、最低賃金法9条で規定している「事業の賃金支払能力」が考慮されない恐れがあるため異議を申し出ます。

中央最低賃金審議会の答申「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」では、(項4)政府への地方、中小企業・小規模事業者支援への強い要望、(項5)各種助成金等の周知徹底と充実の要望、(項6)(中小企業・小規模事業者の)税制・補助金等の支援の周知徹底と運用改善の要望、の記述があります。これらの施策が実施されなければ、この改定は地方の中小企業・小規模事業者への配慮に欠いたものになります。

昨年度の最低賃金額改定にかかる審議会でも同様の付帯決議がされており、また、今年度は引上げ額が昨年よりも拡大しています。前年度に付帯決議として挙げられていた地域における中小企業・小規模事業者支援施策に実効性があったか、加えて、今年度には拡充改善等が予定されているかどうかを確認する必要があります。

つきましては、政府ならびに関係当局による上記の地方、中小企業・小規模事業者支援施策の実施(予定)状況と発効日について、再度審議を行って頂きますよう申し上げます。

生産性向上等を通じた最低賃金の引上げ支援のための助成金

業務改善助成金

- ・令和5年度の交付申請件数は301件で、前年度の2.7倍、交付決定額は2億8,822万円で、前年度の3.6倍となった。
- ・産業別の交付申請状況について、卸売業・小売業が最も多く全体の約4分の1、次いで製造業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉の順で、これら5つの産業分類で全体の8割強を占めた。
- ・企業規模別には、30人未満の企業が約7割、事業場規模別には、30人未満の事業場が約9割を占めた。多店舗を展開する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業の企業では、各店舗で助成金を活用するケースがみられた。
- ・コース別には、30円コースが約4割と最も多く、45円コースが3割強、60円以上のコースが3割弱となった。60円以上のコースを利用した企業の約8割は、企業規模30人未満であった。

	令和4年度	令和5年度 (前年比)
交付申請件数	110件	301件 (2.7倍)
交付決定額	8,089万円	2億8,822万円 (3.6倍)

(令和6年4月1日版)

設備投資をお考えの事業主の皆さま！ 生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

令和6年度「業務改善助成金」

いまずく、ご確認ください

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 福井県の場合は981円以下 (R5.10.1~)
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

ご注意いただきたい事項

申請期限：令和6年12月27日(労働局必着)
(事業完了期限：令和7年1月31日)

概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。*同一事業場の申請は1回まで

【設備投資等】 機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど
【物価高騰等要件※1】に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。
パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。

手続きの流れ

申請書・事業実施計画等を福井労働局へ提出 → 審査 → 交付決定 → 事業実施(設備投資・賃金引き上げ) → 事業実施結果報告 → 審査 → 支給

令和5年度からの主な変更点

特例事業者に関する要件のうち、生産性要件が終了しました。
賃金引き上げ後の申請は、令和6年1月31日までの申請をもって終了しました。

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

※ 10人以上の上開区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 物価高騰等要件：原材料費の暴騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高経利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、直近の決算書類に基づき「生産性」と、その3年前の決算書類に基づき「生産性」を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合をいいます。

【助成率】 ()内は生産性要件※2を満たした場合
申請事業場の事業場内最低賃金が、
931円以上950円未満→4/5 (9/10)
950円以上981円以下→3/4 (4/5)

申請書式等、詳しくはコチラ

福井県内での「活用事例」

【食品製造業】受注接客販売をDX化

導入前	店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた
導入後	「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した 「ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた」 「ネット上で集客が可能になり、売上も増加した」 「従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた」

年収の壁対策 キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）

- ・受付開始（令和5年10月20日）以降の計画受理件数とメニュー別の取組開始予定労働者数は以下のとおり。
- ・企業規模別の計画届受理件数をみると、100人以下の企業が85.5%を占めている。
- ・取組開始予定労働者数は518人であり、メニュー別では労働時間延長メニューが最も多く、66.6%を占めている。

計画届受理件数（社会保険適用時処遇改善コース）

令和6年3月末時点 1

キャリアアップ計画件数	企業規模別件数 2		
合計	100人以下	101人～500人	501人以上
69件	59件	7件	3件

1 令和5年10月20日受付開始以降の累計。

2 常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者）の数による。

各年度ごとの取組開始予定労働者数（令和5年度～令和7年度）

令和6年3月末時点 3

年度別・措置を講じる労働者数	R5年度	R6年度	R7年度	計
手当等支給メニュー	25人	32人	29人	86人
労働時間延長メニュー	91人	155人	99人	345人
併用メニュー	25人	31人	31人	87人
合計	141人	218人	159人	518人

3 令和5年10月20日受付開始以降の累計。各年度に新たに取組開始を予定している労働者数。

企業から提出された計画届に現時点の見込みとして記載された労働者数を足しあげたものであり、支給申請件数や支給実績とは異なる。

第515回異議 - 6

賃上げしやすい環境の整備に取り組む事業主の皆様へ

年収の壁を超えて、働ける職場づくり

キャリアアップ助成金 おすすめ4選!

年収の壁への対応は

年収の壁への対応として、中小企業・小規模事業者も含め賃上げしやすい環境の整備に取り組むとともに、短時間労働者の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境を整備することが重要です。こうした取組によって、短時間労働者のキャリアアップ、処遇改善のみならず、人手不足への対応にもつながります。

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の活用

3つのメニュー

- ① 手当等支給メニュー
- ② 労働時間延長メニュー
- ③ 併用メニュー

社会保険の被保険者の要件を満たす方

- 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上となる事業所の場合
週所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で、学生ではない者
- 100人以下の事業所の場合
週所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者

※1年間に1回の取組を行い、2年以内に2回の取組を行う場合

※令和5年10月20日以前は、51人以上71人未満、71人以上100人未満とあり、おぼえの活用・継続が求められます。

1 手当等支給メニュー 手当等により社会保険料負担分を補う場合には、こちら！

新たに社会保険適用させる際に、一時的な手当の支給等により労働者の収入を増加させます。

(例) 適用1年目、2年目は、賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%を一時的な手当「社会保険適用促進手当」で支給します。適用3年目に基本給を18%以上増額させます。

「社会保険適用促進手当」は

- 社会保険料の算定から除外される手当です。
- 就業規則に規定する必要があります。
- 標準報酬月額10.4万円以下の者が対象です。

年数	要件	支給率	1人あたり支給額
1年目	① 賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当など）	15%	6か月ごとに10万円（月額7.7万円）
2年目	② 賃金の15%以上を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当など）とともに、3年目に適用3年目に基本給を18%以上増額させること（労働時間の延長との組み合わせも可）	15%	6か月ごとに10万円（月額7.7万円）
3年目	③ 賃金（基本給）の18%以上を増額させること（労働時間の延長との組み合わせも可）	18%	6か月で10万円（月額7.7万円）

2 労働時間延長メニュー 賃金バランスを改善し、社会保険料負担分を補う場合には、週4時間以上の労働時間の延長を！

賃金バランスを改善し、社会保険料負担分を補う場合には、週4時間以上の労働時間の延長を！

適用労働時間の延長	賃金の増額	労働時間の延長	1人あたり支給額
① 4時間以上	—	—	—
② 3時間以上4時間未満	5%以上	—	—
③ 2時間以上3時間未満	10%以上	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月で30万円（月額22.5万円） （大企業は22.5万円）
④ 1時間以上2時間未満	15%以上	—	—

社会保険加入と同時に左表のとおり週所定労働時間を延長等して6か月を経過すると、本助成金の支給要件を満たします。

労働者に分かりやすいメニューで、労働者全体の賃金バランスを改善することも可能です。

なお、左表②～④の場合の「賃金の増額」は、基本給によります。

福井労働局
～ふくいのかたちを支えます～

画面もご覧ください

年収の壁対策 キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース、正社員化コース）

・令和5年10月からの最低賃金の引上げにかかる支援策として、特にキャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」の活用について、積極的に周知を行った結果、令和5年度の同コースの計画受理件数は、前年度比で8倍を超えた。

・キャリアアップ助成金の「正社員化コース」について、令和5年度の同コースの支給決定件数は、前年度比で17.9%減少したものの、上記同様、積極的に周知を行った結果、令和5年度の同コースの計画受理件数は、前年度比で90.0%増加した。

・両コースとも、当該措置後、6か月分の賃金支払い日の翌日以降、2か月以内が支給申請期間となることから、令和6年度に支給決定件数が増加することが見込まれる。

年度別・コース別計画届受理件数及び支給決定件数

年度別・計画受理及び支給決定状況		R 4 年度	R 5 年度
賃金規定等改定コース	計画受理件数	15件	134件
	支給決定件数 ¹	4件	10件
		31人	63人
正社員化コース	計画受理件数	150件	285件
	支給決定件数 ¹	357件	293件
		467人	403人

¹ 上段は支給決定件数、下段は支給対象者数。
第515回異議

キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」の活用

※1号：「キャリアアップ助成金」見直し支援

3 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

	1人当たり助成額
中小企業	5万円
大企業	3万3千円

※1号：1事業所当たり1回の支給申請上限人数は、100人です。

基本給をアップする場合、労働時間の延長を拒否することにより新たに社会保険適用となる労働者は「社会保険適用時改定コース労働時間延長メニュー」の対象となります！

●賃金規定の他「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。
●一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合は、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金「正社員化コース」の活用

※1号：「キャリアアップ助成金」正社員化支援

4 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合に助成金を支給。令和5年11月28日以降、支給されました。

本助成金における正社員化の要件

賃金の額または計算方法が「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期または期間満了労働者

転換

「雇用または退職金の制度」かつ「昇給」のある正規雇用労働者への転換

※1号：1事業所当たり1回の支給申請上限人数は、20人です。

多様な正社員制度等の導入による正社員化コースの加算措置

措置内容	1人当たり加算額
派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合	28万5千円
正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換した場合（1事業所当たり1回のみ）	20万円（大企業15万円）
「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換した場合（1事業所当たり1回のみ）	40万円（大企業30万円）

※1号：1事業所当たり1回の支給申請上限人数は、20人です。

勤務地限定正社員制度、職務限定正社員制度又は短時間正社員制度を新たに規定し、多様な働き方の実現を！

注意事項

- 社会保険適用時改定コースは、2026（令和8）年3月31日までに新たに社会保険に適用させた場合に限り、適用されます。
- 取組を開始する日の前日までにキャリアアップ助成金を労働局に提出してください。
- 必ず労働局の支給要領を必ずご確認ください。

年収の壁突破・総合相談窓口
（フリーダイヤル・無料）0120-030-045
受付時間 平日 8:30～18:15

キャリアアップ計画書の提出先は福井労働局 職業安定部 助成金センターです

お問い合わせ
ご不明な点は、下記の福井労働局 職業安定部 助成金センターまでお問い合わせください。
☎0776-22-2683（受付時間：平日8:30～17:15）
その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。キャリアアップ助成金 特設

福井県最低賃金の引上げに係る各種支援策の周知に関する要請書

現在、福井労働局では、福井県最低賃金を時間額 931 円から 53 円引上げ、時間額 984 円とする改正手続を進めており、本年 10 月 5 日改正予定としております。

当局が実施した賃金調査によれば、この改正によって約定賃金が引き上げられる労働者は少なくとも 2 万 9 千人と推計され、そのうち約 7 割がパートタイム労働者となっています。

そこで、福井労働局としましては、県内の中小企業、小規模事業者が、福井県最低賃金の引上げに円滑に対応できるよう各種支援策の利活用を促進しております。

つきましては、下記の支援策につきまして、傘下会員事業者への周知に、特段の御配意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」）の基本給に関する賃金規定等を 3 % 以上増額改定し、昇給させた事業主に助成します。

支給額は、1 人当たり最大 6 万 5 千円で、1 事業所 100 人まで利用可能です。

福井県最低賃金の引上げを理由とした助成金利用では、10 月 3 日(木)までにキャリアアップ計画を福井労働局に提出し、その後、10 月 4 日(金)までに所轄労働基準監督署に増額改定する賃金規定等を届け出たうえで、昇給させる必要があります。

2 業務改善助成金

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」(事業場内最低賃金)を時給換算で 30 円以上の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。さらに、業務改善助成金の支給決定額の 10 分の 1 を福井県が上乗せ補助する「ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金」の支給を受けることができます。

（ただし、上記 1 の助成金制度で支給対象とした労働者を、業務改善助成金の対象労働者数に加えることはできません。）

3 ふくい働き方改革推進支援センター（通話無料：0120-14-4864）

上記 1 及び 2 を含む各種助成金の利用や就業規則の作成・見直し等のあらゆるご相談について、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。また、各団体向けに助成金利用セミナーの開催や巡回相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

令和 6 年 8 月 19 日

県内各団体 代表者 各位

福井労働局長 石川 良国

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の賃金アップを図りませんか？



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等※¹の基本給を定める賃金規定等※²を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

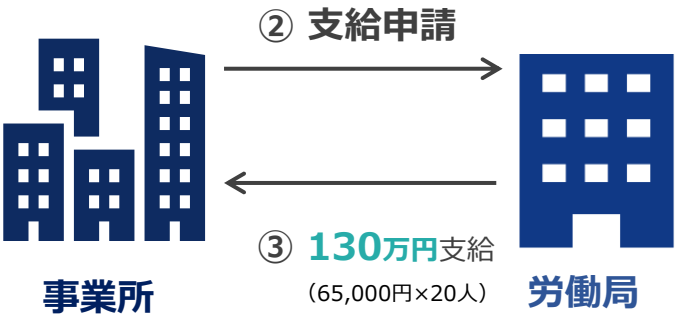
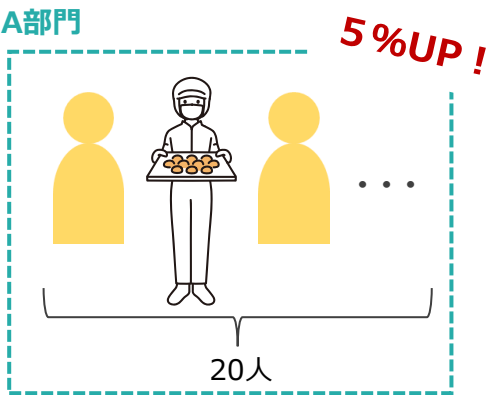
支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

賃金引き上げ率 企業規模	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

助成例 中小企業の非正規雇用労働者のうち、 A部門で働く※³パートタイマー20人の基本給を5%以上引き上げた場合

① 賃上げ



- ※¹ 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。
- ※² 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。
- ※³ 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について
(厚生労働省ウェブサイト)



受給条件の詳細等については裏面へ



受給条件

以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※4」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※4 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。

? 賃金規定等とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。 ※5

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
賃金規定	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
賃金一覧表	例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可）

※5 賃金規定等は、改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

賃金一覧表（時給換算の場合）

金額の順に一覧表を作成

すべて※6の等級の金額を3%以上増額し、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月間、支給申請ができます。

※6 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も、原則として増額している必要があります。

等級	改定前時給	改定後時給
1	950円	980円
2	970円	1,000円
...	...	...
10	1,200円	1,240円

3%以上UP！

同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています（同一労働同一賃金）ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、**福井労働局助成金センター（0776-22-2683）**までお問合せください。

設備投資をお考えの事業主の皆さま！

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

令和6年度「業務改善助成金」

いますぐ、ご確認ください 

対象になる事業場

- ☐ 中小企業・小規模事業者であること
- ☐ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
福井県の場合は **981円以下** (R5.10.1～)
- ☐ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

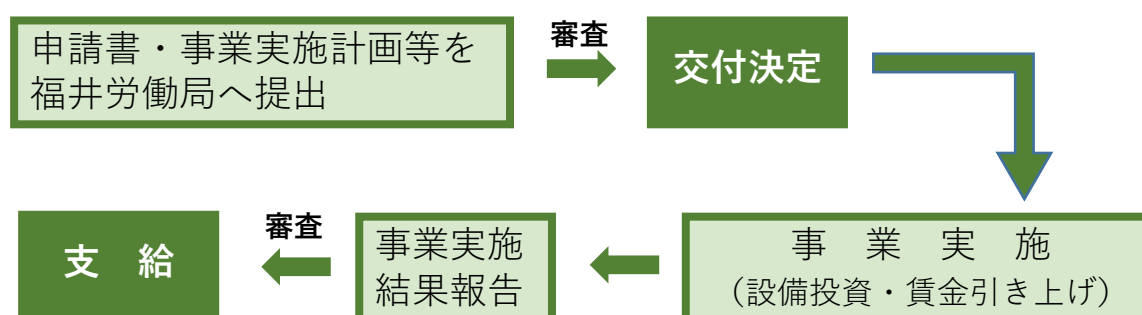
- ☐ 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- ☐ 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ☐ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。***同一事業場の申請は年1回まで**

【設備投資等】 機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど
 (物価高騰等要件※1に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。
 パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。)

手続きの流れ



ご留意いただきたい事項

申請期限：令和6年12月27日(労働局必着)
 (事業完了期限：令和7年1月31日)

令和5年度からの主な変更点

特例事業者に関する要件のうち、**生産量要件が終了**しました。
賃金引き上げ後の申請は、令和6年1月31日までの申請をもって**終了**しました。

区 分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】 ()内は生産性要件※2を満たした場合

申請事業場の事業場内最低賃金が、

931円以上950円未満→4/5 (9/10)

950円以上981円以下→3/4 (4/5)



申請様式等、詳しくはコチラ



※ 10人以上の上限額区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合をいいます。

福井県内での

『活用事例』



【食品製造業】受注接客販売をDX化

導入前	店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた
導入後	✓「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した ✓ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた ✓ネット上で集客が可能になり、売上も増加した ✓従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた

【サービス業】 勤怠管理システムの導入	
導入前	手作業でデータ入力を行っていた
導入後	➤データ処理が格段に速くなった ➤出退勤の打刻漏れが無くなった ➤勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった

【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入	
導入前	ホールスタッフが注文を取っていた
導入後	➤注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした ➤メニューや料理説明の多言語表示が可能となり、外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった

【宿泊業】 セルフ決済システムの導入	
導入前	チェックアウト時にフロントが込み合っていた
導入後	➤フロントの混雑が解消した ➤フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった

【サービス業】 POSレジシステムの導入	
導入前	清算機能のみを有するレジを使用していた
導入後	➤セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した ➤顧客のレジ待ち時間が短縮した

【建設業】 フォークリフトの導入	
導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた
導入後	➤複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した ➤手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された

【建設業】 顧客管理情報のシステム化	
導入前	来店リスト、商談リスト、契約リスト、工事情報等を別々に入力していた
導入後	➤重複入力の手間や入力ミスが削減した ➤入力に係る作業時間が短縮した ➤顧客情報の連携ミスが解消された

【医療・福祉業】 リフト付き特殊車両の導入	
導入前	車椅子対応ができる車両が不足していた
導入後	➤リフト付き特殊車両を導入し、車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した ➤送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった

【小売業】 専門家による業務フローの見直し	
導入前	社内独自の方法により業務を行っていた
導入後	➤専門家による指導・研修を受ける ➤現状把握から改善方法の提案を受ける ➤ムダの削減により収益アップにつながり、従業員のスキルも向上した

【飲食業】 食器洗浄機の導入	
導入前	手作業で行っていた
導入後	➤洗浄・消毒を機械化した ➤洗浄時間が大幅に短縮した ➤時間に余裕ができ、接客対応の向上がみられ、回転率も上がった

【製造業】 除雪機を導入	
導入前	人力により事業場周辺の除雪を行っていた
導入後	➤手作業で行っていた除雪に係る作業時間が大幅に短縮した ➤生産工程に従事できる時間が確保された

<お問い合わせ先> 業務改善助成金 コールセンター TEL 0120-366-440	<申請先> 福井労働局雇用環境・均等室 福井市春山 1-1-54 TEL 0776-22-0221	<賃金引上げに向けたワンストップ無料相談窓口> ふくい働き方改革推進支援センター 福井市西木田 2-8-1 TEL 0120-14-4864
---	---	--

(R6. 4. 1)

ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金

国の「業務改善助成金」※に県独自の上乗せ

国の「業務改善助成金」
支給決定額の $\frac{1}{10}$ を支給

県
上乗せ

国
助成金

※厚生労働省「業務改善助成金」についてはこちらをご確認ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

「業務改善助成金」



補助対象

以下の条件をすべて満たす場合申請が可能です
詳細は交付要領をご確認ください

○国の「業務改善助成金」の 交付決定を受けた事業者

令和6年4月1日～令和7年3月10日までの期間に
国の「業務改善助成金」の交付決定を受けた事業者

○「社員ファースト企業」宣言の登録

「賃金の引き上げ」の取り組みを含む
宣言の登録が必要になります

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>



○「パートナーシップ構築宣言」の登録

<https://www.biz-partnership.jp/>



提出書類

☐ 国の「業務改善助成金」の
交付額確定および支給決定通知書の写し

☐ (A) 支給申請書兼請求書(様式1)

☐ 参考資料(様式2)

☐ その他添付書類※

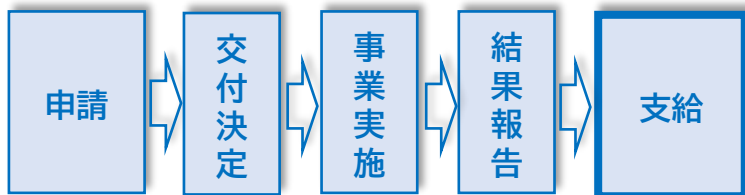
※その他添付書類は県HPをご確認ください

申請期限

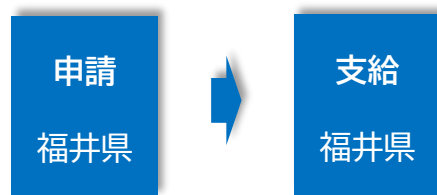
令和7年3月10日(月)

手続きの流れ

国の業務改善助成金 (申請先: 福井労働局)



ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金
(申請先: 福井県労働政策課)



令和6年度

ふくい

業務改善・賃上げ応援事業

(B)

奨励金

事業場内最低賃金を全国平均
以上に引き上げた場合

対象となる労働者1人あたり 10万円

最大 100万円 支給



賃金

賃金



支給対象

以下の条件をすべて満たす場合申請が可能です

詳細は支給要綱をご確認ください

国の「業務改善助成金」の申請者

令和5年4月1日～令和7年3月31日までの期間に
交付決定通知を受けている事業者

事業場内最低賃金を全国平均※以上に
引き上げた事業者

※

(1)賃金引上げ日が令和6年度最低賃金全国平均額の公表日前

⇒全国平均額 1,004円

(2)賃金引上げ日が令和6年度最低賃金全国平均額の公表日以後

⇒公表後の最低賃金全国平均額

「社員ファースト企業」宣言の登録

「賃金の引き上げ」の取り組みを含む
宣言の登録が必要になります

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>



「パートナーシップ構築宣言」の登録

<https://www.biz-partnership.jp/>



申請期限

令和7年3月10日(月)

予算の範囲内で交付するため、申請期限までに募集を終了する場合があります

提出書類

<申請時>

☐ 国の「業務改善助成金」の

事業実施計画書の写し

☐ (B)支給申請書兼請求書(様式1)

☐ その他添付書類※

※その他添付書類については県HPをご確認ください

<国の交付決定通知書受領後>

☐ 国の「業務改善助成金」の

交付決定通知書の写し

<賃金引上げ後>

☐ 賃金引上げによる改定後の就業規則

☐ 賃金台帳(賃上げ後1か月)

手続きの流れ

国の業務改善助成金(申請先:福井労働局)

申請

交付決定

事業実施

結果報告

支給

申請
県

交付決定
通知書

支給
県

就業規則
(賃金引上げによる
改定後)
賃金台帳
(賃金引上げ後1か月)

ふくい業務改善・賃上げ応援事業(B)奨励金
(申請先:福井県労働政策課)

Information
お問合せ

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革G

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL:0776-20-0389 FAX:0776-20-0648

E-Mail:rousei@pref.fukui.lg.jp



「福井県ホームページ」

中小企業・小規模事業者の皆さま

専門家による訪問相談サービスを利用してみませんか。

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる



社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して
「働き方改革」を支援します。

——— 働き方改革で魅力ある職場づくりを! ———

相談無料

オンライン相談も
受付中



どんな相談ができるの? ▶ 詳しくは次のページへ

令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者:  全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

働き方改革推進支援センター

こんなことで悩んでいませんか？



残業を減らしたいが、やり方が分からない。



新たに従業員を採用したいが、応募がなくて困っている。



いろんな助成金があるが、使い方が分からない。

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、**どうしたら定着率を上げる**ことができるのだろうか。



パートタイマーと正社員の賃金や手当を**どう見直せば不合理な待遇差を解消**できるのか、教えてほしい。(同一労働同一賃金)



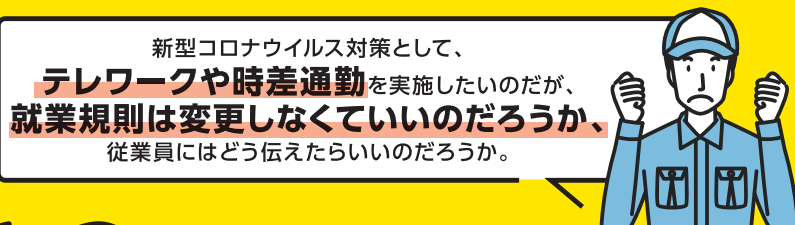
最低賃金が毎年上がり、**どう対応したらいいか**困っている。



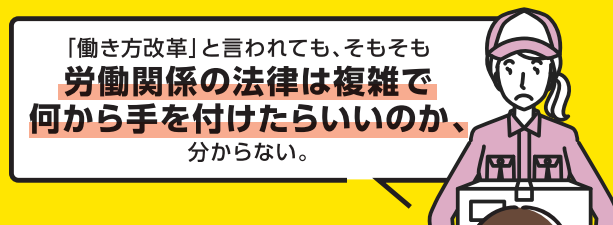
就業規則を見直したいが、どこから手を付けたらいいのかわからない。



36協定の作り方が分からない。



新型コロナウイルス対策として、**テレワークや時差通勤**を実施したいのだが、**就業規則は変更しなくていい**のだろうか、従業員にはどう伝えたらいいのだろうか。



「働き方改革」と言われても、そもそも**労働関係の法律は複雑**で、**何から手を付け**たらいいのかわからない。



そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！



訪問相談サービスの流れ

HOP

貴社の状況把握



STEP

解決方法のご提案



JUMP

提案後のフォローアップ



相談は無料

1回2時間程度、3回の相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。

ふくい働き方改革推進支援センター

住 所: 福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階 受付時間: 午前9時～午後5時(土日祝・年末年始を除く)
メール: fukui-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

ご相談の申し込みはこちら
(通話無料)

0120-14-4864

第515回異議 - 16



第515回異議 - 16

就業規則の作成・改正等の 社会保険労務士に係る費用の一部を **県が負担!**

福井県内の中小企業等の
賃上げ促進に向けた
社会保険労務士による
伴走型の支援事業

ふくい物価高騰対策 賃金アップ応援事業

賃上げ・賃上げにつながる助成金の申請にかかる支援

女性の採用・育成・登用に向けた取組支援

男性の育児休業取得促進の取組支援

良質なテレワークの定着促進

仕事と育児や介護の両立支援

多様な正社員制度の導入支援

職場におけるハラスメントの防止措置の取組

兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援

多様な働き方の実現に向けた取組を支援します

退職金規定や36協定に係る相談など、
賃上げ等を考える企業の皆さん、
まずは社会保険労務士に相談しませんか!

秘密
厳守

注1. 支援を受けるには、届出義務の有無にかかわらず所轄労働基準監督署への就業規則の届出が必須です
注2. 支援を受ける事業場は、社会保険労務士に支払う報酬の一部として、3万円以上の負担が必要となります

対象

福井県内の労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主

中小企業事業主の範囲

業 種	資本金の額 又は 出資の総額	常時使用する労働者数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(※)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種 (製造業、建設業、運輸業等上記以外の全て)	3億円以下	300人以下

※医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します

詳細については、最寄りの社会保険労務士、または
福井県社会保険労務士会にお問い合わせください



福 井 県



福井県社会保険労務士会
LABOR and SOCIAL SECURITY ATTORNEY

〈お問い合わせ先〉福井県社会保険労務士会

ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業支援申請書

令和 年 月 日

福井県社会保険労務士会会長 殿

ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業に係る社会保険労務士の支援を希望し申請します

1 申請にかかる就業規則等を適用する事業場

労働保険番号	都道府県	所轄	管轄	基 幹 番 号					枝番号			被一括事業番号		
ふりがな 事業場名														
所在地	〒 - TEL													
代表者職氏名														
業種・労働者数	人													

2 申請に関する事業場の担当者

所属/氏名：	電話番号：
--------	-------

3 就業規則等の作成・改正

支援を依頼する社会保険労務士の氏名 ※未定の場合は、「未定」と記入	
就業規則等の届出予定時期 ※件数に制約があるため受付を締め切る場合があります	令和 年 月頃

4 申請についての確認

確認事項	該当する	該当しない
申請者は福井県内に事業場を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定される中小企業または小規模企業者、もしくは、従業員数等を考慮し、中小企業者または小規模企業者に準ずると認められるその他の事業者である。	☐ (中小企業 等)	☐ (大企業)
当申請にかかる就業規則作成等の経費については、他の助成金、補助金等の受給・申請（予定含む）の対象としていない。	☐ (就業規則等の経費を 他で申請等していない)	☐ (就業規則等の経費を 他でも申請等している)



福井労発基 0827 第 1 号

令和 6 年 8 月 27 日

福井地方最低賃金審議会

会 長 岡 崎 英 一 殿

福 井 労 働 局 長

石 川 良 国

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく福井県最低賃金の改正決定について、福井地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出があったので、最低賃金法第 11 条第 3 項の規定に基づき、貴会の意見を求める。

2024年8月25日

福井地方最低賃金審議会会長殿

福井労働局長殿



福井県最低賃金の改定決定に対する異議申出書

福井県の区域内で事業を営む使用者として、今回の最低賃金の改定決定について、最低賃金法9条で規定している「事業の賃金支払能力」が考慮されない恐れがあるため異議を申し出ます。

中央最低賃金審議会の答申「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」では、(項4)政府への地方、中小企業・小規模事業者支援への強い要望、(項5)各種助成金等の周知徹底と充実の要望、(項6)(中小企業・小規模事業者の)税制・補助金等の支援の周知徹底と運用改善の要望、の記述があります。これらの施策が実施されなければ、この改定は地方の中小企業・小規模事業者への配慮に欠いたものになります。

昨年度の最低賃金額改定にかかる審議会でも同様の付帯決議がされており、また、今年度は引上げ額が昨年よりも拡大しています。前年度に付帯決議として挙げられていた地域における中小企業・小規模事業者支援施策に実効性があったか、加えて、今年度には拡充改善等が予定されているかどうかを確認する必要があります。

つきましては、政府ならびに関係当局による上記の地方、中小企業・小規模事業者支援施策の実施(予定)状況と発効日について、再度審議を行って頂きますよう申し上げます。

生産性向上等を通じた最低賃金の引上げ支援のための助成金

業務改善助成金

- ・令和5年度の交付申請件数は301件で、前年度の2.7倍、交付決定額は2億8,822万円で、前年度の3.6倍となった。
- ・産業別の交付申請状況について、卸売業・小売業が最も多く全体の約4分の1、次いで製造業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉の順で、これら5つの産業分類で全体の8割強を占めた。
- ・企業規模別には、30人未満の企業が約7割、事業場規模別には、30人未満の事業場が約9割を占めた。多店舗を展開する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業の企業では、各店舗で助成金を活用するケースがみられた。
- ・コース別には、30円コースが約4割と最も多く、45円コースが3割強、60円以上のコースが3割弱となった。60円以上のコースを利用した企業の約8割は、企業規模30人未満であった。

	令和4年度	令和5年度 (前年比)
交付申請件数	110件	301件 (2.7倍)
交付決定額	8,089万円	2億8,822万円 (3.6倍)

(令和6年4月1日版)

設備投資をお考えの事業主の皆さま！

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

令和6年度「業務改善助成金」

いまずく、ご確認ください

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 福井県の場合は981円以下 (R5.10.1~)
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

ご注意いただきたい事項

申請期限：令和6年12月27日(労働局必着)
(事業完了期限：令和7年1月31日)

概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。*同一事業場の申請は1回まで

【設備投資等】 機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど
【物価高騰等要件※1】に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。
パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。

手続きの流れ

申請書・事業実施計画等を福井労働局へ提出 → 審査 → 交付決定 → 事業実施(設備投資・賃金引き上げ) → 事業実施結果報告 → 審査 → 支給

令和5年度からの主な変更点

特例事業者に関する要件のうち、生産性要件が終了しました。
賃金引き上げ後の申請は、令和6年1月31日までの申請をもって終了しました。

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

※ 10人以上の上開区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が450円未満である事業者または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 物価高騰等要件：原材料費の暴騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高経利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、直近の決算書類に基づき「生産性」と、その3年前の決算書類に基づき「生産性」を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合をいいます。

【助成率】 ()内は生産性要件※2を満たした場合
申請事業場の事業場内最低賃金が、
931円以上950円未満→4/5 (9/10)
950円以上981円以下→3/4 (4/5)

申請書式等、詳しくはコチラ

福井県内での「活用事例」

【食品製造業】受注接客販売をDX化

導入前 店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた

導入後

- ▶「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した
- ▶ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた
- ▶ネット上で集客が可能になり、売上も増加した
- ▶従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた

年収の壁対策 キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）

- ・受付開始（令和5年10月20日）以降の計画受理件数とメニュー別の取組開始予定労働者数は以下のとおり。
- ・企業規模別の計画届受理件数をみると、100人以下の企業が85.5%を占めている。
- ・取組開始予定労働者数は518人であり、メニュー別では労働時間延長メニューが最も多く、66.6%を占めている。

計画届受理件数（社会保険適用時処遇改善コース）

令和6年3月末時点 1

キャリアアップ計画件数	企業規模別件数 2		
合計	100人以下	101人～500人	501人以上
69件	59件	7件	3件

1 令和5年10月20日受付開始以降の累計。

2 常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者）の数による。

各年度ごとの取組開始予定労働者数（令和5年度～令和7年度）

令和6年3月末時点 3

年度別・措置を講じる労働者数	R5年度	R6年度	R7年度	計
手当等支給メニュー	25人	32人	29人	86人
労働時間延長メニュー	91人	155人	99人	345人
併用メニュー	25人	31人	31人	87人
合計	141人	218人	159人	518人

3 令和5年10月20日受付開始以降の累計。各年度に新たに取組開始を予定している労働者数。

企業から提出された計画届に現時点の見込みとして記載された労働者数を足しあげたものであり、支給申請件数や支給実績とは異なる。

第515回異議 - 6

賃上げしやすい環境の整備に取り組む事業主の皆様へ

年収の壁を超えて、働ける職場づくり

キャリアアップ助成金 おすすめ4選!

年収の壁への対応は

年収の壁への対応として、中小企業・小規模事業者も含め賃上げしやすい環境の整備に取り組むとともに、短時間労働者の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境を整備することが重要です。こうした取組によって、短時間労働者のキャリアアップ、処遇改善のみならず、人手不足への対応にもつながります。

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の活用

3つのメニュー

- ① 手当等支給メニュー
- ② 労働時間延長メニュー
- ③ 併用メニュー

社会保険の被保険者の要件を満たす方

- 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上^{※1}である事業所の場合
週所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で、学生ではない者
- 100人以下^{※2}の事業所の場合
週所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者

※1 令和5年10月1日現在、51人以上、71人未満、71人以上、90人未満、90人以上、100人未満、100人以上と定める。
※2 令和5年10月1日現在、51人以上、71人未満、71人以上、90人未満、90人以上、100人未満、100人以上と定める。

1 手当等支給メニュー

手当等により社会保険負担分を補う場合には、こちら!

メニュー	要件	支給額	1人あたり支給額
1 手当等	① 賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当など）	6か月ごとに10万円（月額7.7万円）	6か月ごとに10万円（月額7.7万円）
2 労働時間延長	② 賃金の15%以上を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当など）とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	左欄の取組を6か月間継続した後の2か月以内	6か月ごとに10万円（月額7.7万円）
3 併用	③ 賃金（基本給）の15%以上を増額すること（労働時間の延長との組み合わせも可能）	6か月で10万円（月額7.7万円）	6か月で10万円（月額7.7万円）

「社会保険適用促進手当」は

- 社会保険料の算定から除外される手当です。
- 就業規則に規定する必要があります。
- 標準報酬月額10.4万円以下の者が対象です。

2 労働時間延長メニュー

賃金バランスを改善し、社会保険負担分を補う場合には、週4時間以上の労働時間の延長を!

適用労働時間の延長	賃金の増額	労働時間の延長	1人あたり支給額
① 4時間以上	—	—	—
② 3時間以上4時間未満	5%以上	—	—
③ 2時間以上3時間未満	10%以上	左欄の取組を6か月間継続した後の2か月以内	6か月で30万円（月額22.5万円）（大企業は22.5万円）
④ 1時間以上2時間未満	15%以上	—	—

社会保険加入と同時に左表のとおり週所定労働時間を延長等して6か月を経過すると、本助成金の支給要件を満たします。

労働者に分かりやすいメニューで、労働者全体の賃金バランスを損なわないことも可能です。

なお、左表②～④の場合の「賃金の増額」は、基本給によります。

福井労働局
～ふくいのかたちを支えます～

年収の壁対策 キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース、正社員化コース）

・令和5年10月からの最低賃金の引上げにかかる支援策として、特にキャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」の活用について、積極的に周知を行った結果、令和5年度の同コースの計画受理件数は、前年度比で8倍を超えた。

・キャリアアップ助成金の「正社員化コース」について、令和5年度の同コースの支給決定件数は、前年度比で17.9%減少したものの、上記同様、積極的に周知を行った結果、令和5年度の同コースの計画受理件数は、前年度比で90.0%増加した。

・両コースとも、当該措置後、6か月分の賃金支払い日の翌日以降、2か月以内が支給申請期間となることから、令和6年度に支給決定件数が増加することが見込まれる。

年度別・コース別計画届受理件数及び支給決定件数

年度別・計画受理及び支給決定状況		R 4 年度	R 5 年度
賃金規定等改定コース	計画受理件数	15件	134件
	支給決定件数 ¹	4件	10件
		31人	63人
正社員化コース	計画受理件数	150件	285件
	支給決定件数 ¹	357件	293件
		467人	403人

¹ 上段は支給決定件数、下段は支給対象者数。
第515回異議

キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」の活用

※1事業1事業所あたりの支給申請上限人数は、100人です。

3 賃金規定等改定コース

	1人当たり助成額
中小企業	5万円
大企業	3万3千円

※1事業1事業所あたりの支給申請上限人数は、100人です。

2 労働時間延長メニュー

キャリアアップ助成金「正社員化コース」の活用

※1事業1事業所あたりの支給申請上限人数は、20人です。

4 正社員化コース

	1人当たり助成額
中小企業	80万円
大企業	60万円

※1事業1事業所あたりの支給申請上限人数は、20人です。

正社員化コースの加算措置

措置内容	1人当たり加算額
派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合	28万5千円
正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換した場合（1事業所当たり1回のみ）	20万円（大企業15万円）
「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換した場合（1事業所当たり1回のみ）	40万円（大企業30万円）

※1事業1事業所あたりの支給申請上限人数は、20人です。

正社員化コースの加算措置

勤務地限定正社員制度、職務限定正社員制度又は短時間正社員制度を新たに規定し、多様な働き方の実現を！

注意事項

- 社会保険適用時改定コースは、2026（令和8）年3月31日までに新たに社会保険に適用させた場合に限り、支給対象となります。
- 支給を開始する日の前日までにキャリアアップ助成金を労働局に提出してください。
- 必ず労働局の支給要領を必ずご確認ください。

年収の壁突破・総合相談窓口
（フリーダイヤル・無料）0120-030-045
受付時間 平日 8:30～18:15

キャリアアップ計画書の提出先は福井労働局 職業安定部 助成金センターです

お問い合わせ
ご不明な点は、下記の福井労働局 職業安定部 助成金センターまでお問い合わせください。
☎0776-22-2683（受付時間：平日8:30～17:15）
その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。キャリアアップ助成金 特設

福井県最低賃金の引上げに係る各種支援策の周知に関する要請書

現在、福井労働局では、福井県最低賃金を時間額 931 円から 53 円引上げ、時間額 984 円とする改正手続を進めており、本年 10 月 5 日改正予定としております。

当局が実施した賃金調査によれば、この改正によって約定賃金が引き上げられる労働者は少なくとも 2 万 9 千人と推計され、そのうち約 7 割がパートタイム労働者となっています。

そこで、福井労働局としましては、県内の中小企業、小規模事業者が、福井県最低賃金の引上げに円滑に対応できるよう各種支援策の利活用を促進しております。

つきましては、下記の支援策につきまして、傘下会員事業者への周知に、特段の御配意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」）の基本給に関する賃金規定等を 3 % 以上増額改定し、昇給させた事業主に助成します。

支給額は、1 人当たり最大 6 万 5 千円で、1 事業所 100 人まで利用可能です。

福井県最低賃金の引上げを理由とした助成金利用では、10 月 3 日(木)までにキャリアアップ計画を福井労働局に提出し、その後、10 月 4 日(金)までに所轄労働基準監督署に増額改定する賃金規定等を届け出たうえで、昇給させる必要があります。

2 業務改善助成金

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」(事業場内最低賃金)を時給換算で 30 円以上の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。さらに、業務改善助成金の支給決定額の 10 分の 1 を福井県が上乗せ補助する「ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金」の支給を受けることができます。

（ただし、上記 1 の助成金制度で支給対象とした労働者を、業務改善助成金の対象労働者数に加えることはできません。）

3 ふくい働き方改革推進支援センター（通話無料：0120-14-4864）

上記 1 及び 2 を含む各種助成金の利用や就業規則の作成・見直し等のあらゆるご相談について、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。また、各団体向けに助成金利用セミナーの開催や巡回相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

令和 6 年 8 月 19 日

県内各団体 代表者 各位

福井労働局長 石川 良国

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の賃金アップを図りませんか？



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等※¹の基本給を定める賃金規定等※²を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

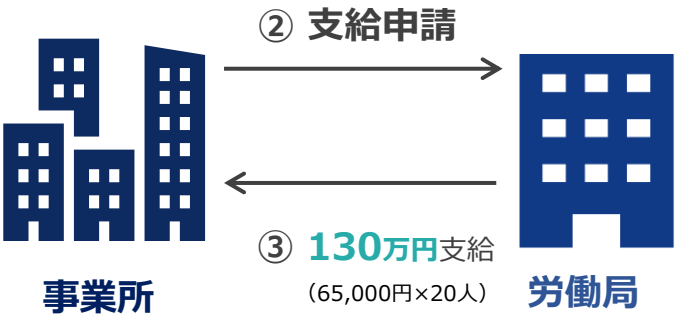
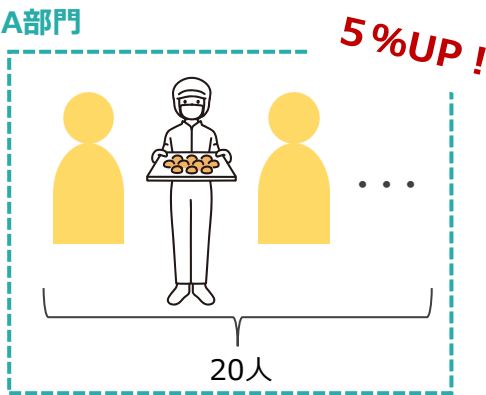
支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

賃金引き上げ率 企業規模	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

助成例 中小企業の非正規雇用労働者のうち、 A部門で働く※³パートタイマー20人の基本給を5%以上引き上げた場合

① 賃上げ



- ※¹ 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。
- ※² 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。
- ※³ 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について
(厚生労働省ウェブサイト)



受給条件の詳細等については裏面へ

受給条件

以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※4」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※4 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。

? 賃金規定等とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。 ※5

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
賃金規定	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
賃金一覧表	例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可）

※5 賃金規定等は、改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

賃金一覧表（時給換算の場合）

金額の順に一覧表を作成

すべて※6の等級の金額を3%以上増額し、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月間、支給申請ができます。

※6 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も、原則として増額している必要があります。

等級	改定前時給	改定後時給
1	950円	980円
2	970円	1,000円
...	...	...
10	1,200円	1,240円

3%以上UP！

同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています（同一労働同一賃金）ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、**福井労働局助成金センター（0776-22-2683）**までお問合せください。

設備投資をお考えの事業主の皆さま！

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

令和6年度「業務改善助成金」

いますぐ、ご確認ください 

対象になる事業場

- ☐ 中小企業・小規模事業者であること
- ☐ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
福井県の場合は **981円以下** (R5.10.1～)
- ☐ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

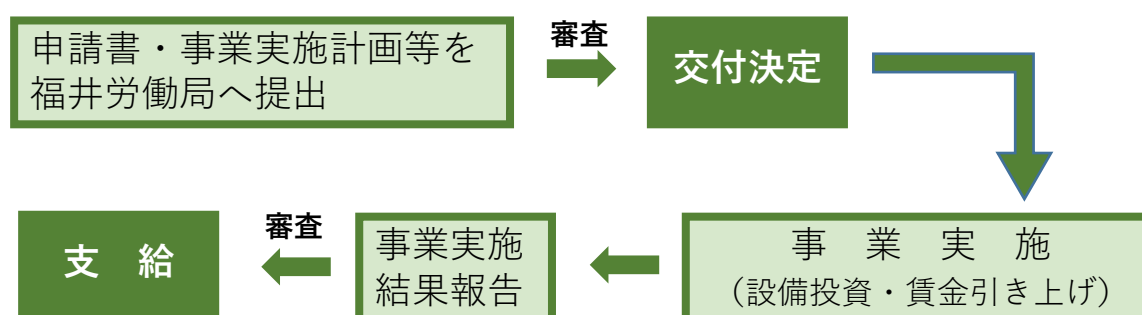
- ☐ 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- ☐ 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ☐ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。***同一事業場の申請は年1回まで**

【設備投資等】 機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど
 (物価高騰等要件※1に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。
 パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。)

手続きの流れ



ご留意いただきたい事項

申請期限：令和6年12月27日(労働局必着)
 (事業完了期限：令和7年1月31日)

令和5年度からの主な変更点

特例事業者に関する要件のうち、**生産量要件が終了**しました。
賃金引き上げ後の申請は、令和6年1月31日までの申請をもって**終了**しました。

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】 ()内は生産性要件※2を満たした場合

申請事業場の事業場内最低賃金が、

931円以上950円未満→4/5 (9/10)

950円以上981円以下→3/4 (4/5)



申請様式等、詳しくはコチラ



※ 10人以上の上限額区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合をいいます。

福井県内での

『活用事例』



【食品製造業】受注接客販売をDX化

導入前	店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた
導入後	✓「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した ✓ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた ✓ネット上で集客が可能になり、売上も増加した ✓従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた

【サービス業】 勤怠管理システムの導入	
導入前	手作業でデータ入力を行っていた
導入後	➤データ処理が格段に速くなった ➤出退勤の打刻漏れが無くなった ➤勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった

【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入	
導入前	ホールスタッフが注文を取っていた
導入後	➤注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした ➤メニューや料理説明の多言語表示が可能となり、外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった

【宿泊業】 セルフ決済システムの導入	
導入前	チェックアウト時にフロントが込み合っていた
導入後	➤フロントの混雑が解消した ➤フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった

【サービス業】 POSレジシステムの導入	
導入前	清算機能のみを有するレジを使用していた
導入後	➤セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した ➤顧客のレジ待ち時間が短縮した

【建設業】 フォークリフトの導入	
導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた
導入後	➤複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した ➤手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された

【建設業】 顧客管理情報のシステム化	
導入前	来店リスト、商談リスト、契約リスト、工事情報等を別々に入力していた
導入後	➤重複入力の手間や入力ミスが削減した ➤入力に係る作業時間が短縮した ➤顧客情報の連携ミスが解消された

【医療・福祉業】 リフト付き特殊車両の導入	
導入前	車椅子対応ができる車両が不足していた
導入後	➤リフト付き特殊車両を導入し、車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した ➤送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった

【小売業】 専門家による業務フローの見直し	
導入前	社内独自の方法により業務を行っていた
導入後	➤専門家による指導・研修を受ける ➤現状把握から改善方法の提案を受ける ➤ムダの削減により収益アップにつながり、従業員のスキルも向上した

【飲食業】 食器洗浄機の導入	
導入前	手作業で行っていた
導入後	➤洗浄・消毒を機械化した ➤洗浄時間が大幅に短縮した ➤時間に余裕ができ、接客対応の向上がみられ、回転率も上がった

【製造業】 除雪機を導入	
導入前	人力により事業場周辺の除雪を行っていた
導入後	➤手作業で行っていた除雪に係る作業時間が大幅に短縮した ➤生産工程に従事できる時間が確保された

<お問い合わせ先> 業務改善助成金 コールセンター TEL 0120-366-440	<申請先> 福井労働局雇用環境・均等室 福井市春山 1-1-54 TEL 0776-22-0221	<賃金引上げに向けたワンストップ無料相談窓口> ふくい働き方改革推進支援センター 福井市西木田 2-8-1 TEL 0120-14-4864
---	---	--

(R6. 4. 1)

ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金

国の「業務改善助成金」※に県独自の上乗せ

国の「業務改善助成金」
支給決定額の $\frac{1}{10}$ を支給

県
上乗せ

国
助成金

※厚生労働省「業務改善助成金」についてはこちらをご確認ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

「業務改善助成金」



補助対象

以下の条件をすべて満たす場合申請が可能です
 詳細は交付要領をご確認ください

○国の「業務改善助成金」の 交付決定を受けた事業者

令和6年4月1日～令和7年3月10日までの期間に
 国の「業務改善助成金」の交付決定を受けた事業者

○「社員ファースト企業」宣言の登録

「賃金の引き上げ」の取り組みを含む
 宣言の登録が必要になります

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>



○「パートナーシップ構築宣言」の登録

<https://www.biz-partnership.jp/>



提出書類

☐ 国の「業務改善助成金」の
 交付額確定および支給決定通知書の写し

☐ (A) 支給申請書兼請求書(様式1)

☐ 参考資料(様式2)

☐ その他添付書類※

※その他添付書類は県HPをご確認ください

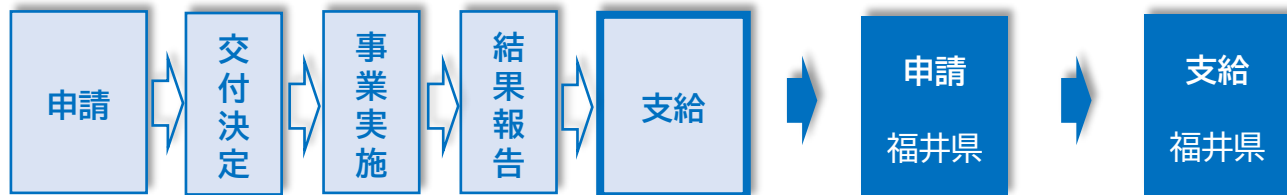
申請期限

令和7年3月10日(月)

手続きの流れ

国の業務改善助成金 (申請先: 福井労働局)

ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金
 (申請先: 福井県労働政策課)



令和6年度

ふくい

業務改善・賃上げ応援事業

(B)

奨励金

事業場内最低賃金を全国平均
以上に引き上げた場合

対象となる労働者1人あたり 10万円

最大 100万円 支給



賃金

賃金



支給対象

以下の条件をすべて満たす場合申請が可能です

詳細は支給要綱をご確認ください

国の「業務改善助成金」の申請者

令和5年4月1日～令和7年3月31日までの期間に
交付決定通知を受けている事業者

事業場内最低賃金を全国平均※以上に
引き上げた事業者

※

(1)賃金引上げ日が令和6年度最低賃金全国平均額の公表日前

⇒全国平均額 1,004円

(2)賃金引上げ日が令和6年度最低賃金全国平均額の公表日以後

⇒公表後の最低賃金全国平均額

「社員ファースト企業」宣言の登録

「賃金の引き上げ」の取り組みを含む
宣言の登録が必要になります

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>



「パートナーシップ構築宣言」の登録

<https://www.biz-partnership.jp/>



申請期限

令和7年3月10日(月)

予算の範囲内で交付するため、申請期限までに募集を終了する場合があります

提出書類

<申請時>

☐ 国の「業務改善助成金」の

事業実施計画書の写し

☐ (B)支給申請書兼請求書(様式1)

☐ その他添付書類※

※その他添付書類については県HPをご確認ください

<国の交付決定通知書受領後>

☐ 国の「業務改善助成金」の

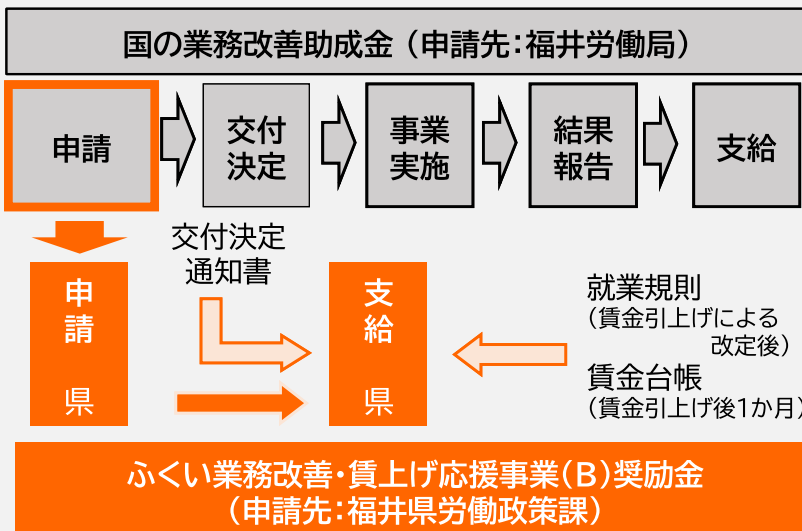
交付決定通知書の写し

<賃金引上げ後>

☐ 賃金引上げによる改定後の就業規則

☐ 賃金台帳(賃上げ後1か月)

手続きの流れ



Information
お問合せ

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革G

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL:0776-20-0389 FAX:0776-20-0648

E-Mail:rousei@pref.fukui.lg.jp



「福井県ホームページ」

中小企業・小規模事業者の皆さま

専門家による訪問相談サービスを利用してみませんか。

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる



社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して
「働き方改革」を支援します。

——— 働き方改革で魅力ある職場づくりを! ———

相談無料

オンライン相談も
受付中



どんな相談ができるの? ▶ 詳しくは次のページへ

令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者:  全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

働き方改革推進支援センター

こんなことで悩んでいませんか？



残業を減らしたいが、やり方が分からない。



新たに従業員を採用したいが、応募がなくて困っている。



いろんな助成金があるが、使い方が分からない。

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、**どうしたら定着率を上げる**ことができるのだろうか。



パートタイマーと正社員の賃金や手当を**どう見直せば不合理な待遇差を解消**できるのか、教えてほしい。(同一労働同一賃金)



最低賃金が毎年上がり、**どう対応したらいいか**困っている。



就業規則を見直したいが、どこから手を付けたいのか分からない。



36協定の作り方が分からない。

新型コロナウイルス対策として、**テレワークや時差通勤**を実施したいのだが、**就業規則は変更しなくていいのだろうか、**従業員にはどう伝えたいのだろうか。



「働き方改革」と言われても、そもそも**労働関係の法律は複雑で**何から手を付けたいのか、分からない。



そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！



訪問相談サービスの流れ

HOP

貴社の状況把握



STEP

解決方法のご提案



JUMP

提案後のフォローアップ



相談は無料

1回2時間程度、3回の相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。

ふくい働き方改革推進支援センター

住 所: 福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階 受付時間: 午前9時～午後5時(土日祝・年末年始を除く)
メール: fukui-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

ご相談の申し込みはこちら
(通話無料)

☎0120-14-4864

第515回異議 - 16



第515回異議 - 16

就業規則の作成・改正等の 社会保険労務士に係る費用の一部を **県が負担!**

福井県内の中小企業等の
賃上げ促進に向けた
社会保険労務士による
伴走型の支援事業

ふくい物価高騰対策 賃金アップ応援事業

賃上げ・賃上げにつながる助成金の申請にかかる支援

女性の採用・育成・登用に向けた取組支援

男性の育児休業取得促進の取組支援

良質なテレワークの定着促進

仕事と育児や介護の両立支援

多様な正社員制度の導入支援

職場におけるハラスメントの防止措置の取組

兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援

多様な働き方の実現に向けた取組を支援します

退職金規定や36協定に係る相談など、
賃上げ等を考える企業の皆さん、
まずは社会保険労務士に相談しませんか!

秘密
厳守

注1. 支援を受けるには、届出義務の有無にかかわらず所轄労働基準監督署への就業規則の届出が必須です
注2. 支援を受ける事業場は、社会保険労務士に支払う報酬の一部として、3万円以上の負担が必要となります

対象

福井県内の労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主

中小企業事業主の範囲

業 種	資本金の額 又は 出資の総額	常時使用する労働者数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(※)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種 (製造業、建設業、運輸業等上記以外の全て)	3億円以下	300人以下

※医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します

詳細については、最寄りの社会保険労務士、または
福井県社会保険労務士会にお問い合わせください



福 井 県



福井県社会保険労務士会
LABOR and SOCIAL SECURITY ATTORNEY

〈お問い合わせ先〉福井県社会保険労務士会

ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業支援申請書

令和 年 月 日

福井県社会保険労務士会会長 殿

ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業に係る社会保険労務士の支援を希望し申請します

1 申請にかかる就業規則等を適用する事業場

労働保険番号	都道府県	所轄	管轄	基 幹 番 号					枝番号			被一括事業番号		
ふりがな 事業場名														
所在地	〒 - TEL													
代表者職氏名														
業種・労働者数	人													

2 申請に関する事業場の担当者

所属/氏名：	電話番号：
--------	-------

3 就業規則等の作成・改正

支援を依頼する社会保険労務士の氏名 ※未定の場合は、「未定」と記入	
就業規則等の届出予定時期 ※件数に制約があるため受付を締め切る場合があります	令和 年 月頃

4 申請についての確認

確認事項	該当する	該当しない
申請者は福井県内に事業場を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定される中小企業または小規模企業者、もしくは、従業員数等を考慮し、中小企業者または小規模企業者に準ずると認められるその他の事業者である。	☐ (中小企業 等)	☐ (大企業)
当申請にかかる就業規則作成等の経費については、他の助成金、補助金等の受給・申請（予定含む）の対象としていない。	☐ (就業規則等の経費を 他で申請等していない)	☐ (就業規則等の経費を 他でも申請等している)